

令和 6 年 5 月 30 日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2023

課題番号：18K02784

研究課題名（和文）資格試験の障害者特別措置に関する研究

研究課題名（英文）Research on Reasonable Accommodation of Qualification Examination for People with Disabilities

研究代表者

上野 俊行 (Uwano, Toshiyuki)

東京大学・先端科学技術研究センター・特任研究員

研究者番号：90739434

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：障害者が能力を発揮する機会の第一歩として、国家資格を取得し活躍できる社会システムの構築が必要と考え、資格試験における障害者特別措置の状況、資格取得後の社会者の社会参加の状況、について研究を行った。合理的配慮により、資格試験の障害者特別措置が改善され、障害者に関連する法制、東京パラリンピック開催など、本グループが発足した当初（2016年）と比較して、多くの障害者が社会参加できるようになっている。相対的に、障害者にとって、能力発揮の機会と考えられた資格試験の意味合いが低下している。

研究成果の学術的意義や社会的意義

在宅勤務を含め、障害者雇用が以前と比較して改善され、障害者の能力発揮としての資格試験の意義は変化している。本研究により、資格試験は受験という一回性のイベントであったことと比較して、「ならネット」のように継続して障害者に対応できるシステムの構築がより急がれる。

研究成果の概要（英文）：As a first step towards providing opportunities for People with Disabilities (PWD) to performance their skill, we believe that it is necessary to build a social system where they can obtain the national qualifications and participate in the society. We conducted research on (1) the status of special supports for PWD in qualification exams and (2) the status of social participation of PWD after obtaining qualifications. In result, due to reasonable accommodations, the special supports in qualification exams for PWD have improved. Compared to when this group was formed in 2016, with enactment in laws related to PWD and the hosting of the Tokyo Paralympics, more PWD participate in the society. Therefore, the significance of qualifications as opportunities for PWD to perform their skill has diminished.

研究分野：福祉、教育

キーワード：資格試験 合理的配慮 バリアフリー 障害者 福祉のまちづくり学会 社会参加 共生社会

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究は、2018年度の科研費より活動したが、その母体は「福祉のまちづくり学会」において、2016年に発足した「各種国家資格試験での障害者特別措置に関する特別研究」委員会の4人の研究者により構成されている。これらの4人の専門分野は工学、福祉学、教育学、障害学と、それぞれに異なる。同委員会発足当時、一研究者が行った独自調査（2014年実施）では、国家資格試験での特別措置の実施状況も資格試験合格後の状況にも大きく差異があった。また、障害者の受験と合理的配慮という観点からは、とある試験では、受験したい希望を試験の主催者側に問い合わせたところ、「なぜ、障害者が（義務ではない）試験を受験するのに配慮の必要があるのですか？」という回答をされた障害者もいた。

2. 研究の目的

障害者基本法の改正や障害者差別解消法をうけて、障害のある人もない人も、等しく能力を發揮して働ける社会が望まれている。そのためには障害者が国家資格を取得し専門職として様々な場面で活躍できる社会システムの構築が急務である。その第一歩として、国家資格試験での合理的配慮は必要不可欠である。このため、「合理的配慮＝公平なチャンス（機会の平等）」を担保する方法として、国家資格試験での障害者の受験上の配慮を考えるべきである。本研究では、各種国家資格試験の資格を横断的に、また障害種別に横断的に研究・分析し、障害者の資格試験に際し、合理的配慮を提供する側と提供される側に存在する合意形成の限界をさぐる。

機会の平等とは、身体的な制約があるために能力を發揮する機会を奪われている障害者が、社会的なサポートを得ながらその機会を再獲得できる環境を意味する。特に、高等教育を終えた障害者はその能力がありながらも、その社会参加の機会は「障害（バリア）」により阻まれている。本研究ではそのような環境に焦点を当て、障害者の「資格試験に対する受験上の配慮」というツールを用いて、障害者の社会参加の状況を明らかにする。つまり、

3. 研究の方法

二本立ての調査研究を計画した。

(1) 国家資格試験・検定試験に関するデータ収集・整理

資格横断型のため、本研究の研究者が関係する分野（文系資格：教育・福祉・法律等、工学系資格：土木・建築等、医学・医療系資格：医師・薬剤師・看護師等）を中心に分野・資格を横断して訪問調査および質問紙調査を行う。特に、障害者差別解消法が施行された2016年4月以前と以後で障害者特別措置の変化の有無について把握する。

(2) 障害者が社会で資格を活かすために必要な体制の検討

先駆的に資格を駆使して活躍する障害者への訪問調査：各研究者が所属する学会や団体に協力を得て、国家資格を駆使し活躍している障害者に対して訪問調査を実施する。

障害者が資格を駆使して働ける職場環境について：障害者が国家資格を駆使するためには、仕事の役割分担などが必要と考えられるが、障害者が勤務する企業・団体内で、どのような対応が行われているのかを先駆的な取組みをしている企業・団体に対して訪問調査を行う。

4. 研究成果

3(1)に関して、2014年に調査を実施した当時より、現在は国家試験だけではなく、多くの資格試験において、ホームページ上で障害者に対し受験上の配慮を行うことを明示している。国家試験に関しては、障害者差別解消法（2016年）において合理的配慮の提供が義務化されたためであると考えられる。

3(2)に関しては、困難を極めた。コロナ禍で外出自粛の閉塞感であったためか、資格試験を受験した障害者の紹介をなかなか得られなかった。紹介された数少ない受験者であっても、試験で特別な配慮を必要としなかったため、インタビューの対象となり得なかった。資格試験に対し受験上の配慮が行われていることは、障害者が受験する際の障壁が下がっていると言える。しかし、そうでありながらも、近年受験者自体が少なくなっていることには、社会環境の変化による影響が考えられるのではないだろうか。

国連障害者権利条約（1981年）国連障害者の十年（1983-1993年）を経て、国際的に障害の医学モデルから社会モデルに変化が起きた。このことは、医学的な障害の機能回復を最優先するリハビリから、社会のサポートも認めるリハビリへの変化を意味する。

四つの障壁（制度的障壁）：1994年に、内閣府が打ち出した「四つの障壁」による制度的障壁への言及により、障害を理由にした差別（社会的排除）が減少。

ハートビル法（1994年）と交通バリアフリー法（2010年）：障害者・高齢者のためにバリアフリー化を義務づける法律が施行されたことにより、公共の建築物や交通機関がバリアフリー化される。

国連障害者権利条約（2008年）：日本の批准は2014年。

障害者雇用促進法の改正（2013年）：「障害者に対する差別の禁止」、「合理的配慮」が明記される。

東京オリンピック開催決定（2013年）：オリンピック・パラリンピックに向けた、政府の「おもてなし」「心のバリアフリー」のPR。

障害者差別解消法（2016年）：国公立の機関に合理的配慮の提供の義務化。（民間業者に対し

ては努力目標)。

コロナ禍(2019年): オンライン授業、在宅勤務の普及。

障害者差別解消法の改正(2024年): 民間業者にも合理的配慮の提供の義務化。

1980年代から、大学入試(当時は共通一次試験)は障害者に事前に対応しており、他の試験は障害者側からの問い合わせによって、個別に対応していた。センター試験がいち早く対応していた理由として、大学入試という受験者数の多さによる一般性の高さによるものと考えられる。昭和57年度(1982年)共通第1次学力試験身体障害者受験者数は172人であった(藤田)。これに対し、2022年度の日本学生支援機構の発表によると、2022年5月1日現在の障害学生数は4万9,672人で、このうち支援を受けている学生の総数は2万7,121人であり、全高等教育機関の82.6%に障害のある学生が在籍しているように、この数値は、障害者の受験が容易になっただけでなく、高等教育機関の障害学生の受け入れも改善されている。障害者の社会参加が進んでいる証左となる。

一方、1980年代にリハビリ入院の経験がある障害者からの情報によると、多くの障害者が就職に有利になるように、職業リハビリ訓練の一環として、特別会場において集団で情報処理、簿記などの資格試験を受験していた。障害のない人々にとって、資格試験の合格がもたらすものは免許(資格)あるいは自己啓発・自信と大きく分けられるのではないだろうか。これに対し、障害のある人々にとっては、就職する際の優位性(武器)であるばかりではなく、障害がありながらも保証される業務遂行能力であり、障害に対するマイナスイメージの低下にもなり得ると考えられる。このため、障害者にとっての資格試験の合格書は付加価値を持っていたといえる。雇用する側にとっても、障害者の雇用はイメージアップのメリットには繋がるが、配慮というデメリットもあるため、それに見合う能力の証明を求めたのであろう。そのような資格試験であったが、近年、障害者の受験が以前ほどではなくなった背景として、本研究では による影響が大きいが、それだけではないであろう。 ~ の社会環境の重層的な変化の過程において、障害者の社会参加が容易になり、障害者雇用への道も法的に広がったことが挙げられる。障害者にとっての資格試験は、就職のための優位性を示すツールから自己研鑽のモチベーションへと目的が変化している。

以上は社会環境が変化したことによる、資格試験に対する障害者側の価値観の変化に過ぎない。 により、法的に合理的配慮が義務化され、単に障害者の受験の配慮をするに過ぎないのであれば、社会の人びとから障害者に対しての理解に繋がっておらず、障害者が社会参加できるインクルーシブ(共生)社会とはいえない。今後は により、民間の資格試験においても、どのように合理的配慮を行うかが課題となる。たとえば、現在でも直筆による筆記試験が必要である資格試験はまだ存在し、上肢に障害がある者あるいは視覚障害者への対応がなされていないからである。また、障害者の資格取得については、試験合格のような一過性ものだけでなく、免許に相当する資格試験の合格後、「ならネット」のように、実習のような実務を念頭に置いた支援も必要であろう。

参考

奈良県立教育研究所、全国障害学生支援ならネット

<https://www.e-net.nara.jp/kenkyo/index.cfm/15,4954,123.html> (2024年5月27日アクセス)

日本学生支援機構、令和5年度(2023年度)「障害のある学生の修学支援に関する実態調査について」。

藤田和弘(1982)、「大学における身体障害学生の受入れについて」

https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prd1/jsrd/rehab/r040/r040_022.html (2024年5月27日アクセス)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 上野 俊行	4. 巻 23 (2)
2. 論文標題 コロナ禍における高等教育での合理的配慮：資格取得との関連で	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 福祉のまちづくり研究	6. 最初と最後の頁 21-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 国家資格等に関連する合理的配慮特別研究委員会
2. 発表標題 合理的配慮の現在～高等教育機関をめぐって～
3. 学会等名 福祉のまちづくり学会
4. 発表年 2022年～2023年

1. 発表者名 国家資格等に関連する合理的配慮特別研究委員会
2. 発表標題 障害のある学生の就職支援と合理的配慮
3. 学会等名 福祉のまちづくり学会第
4. 発表年 2022年～2023年

1. 発表者名 渡辺崇史
2. 発表標題 コロナ禍における高等教育での合理的配慮：資格取得との関連で
3. 学会等名 福祉のまちづくり学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 上野俊行
2. 発表標題 障害当事者の資格試験と合理的配慮について 社会的変化とその背景
3. 学会等名 福祉のまちづくり学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 国家資格等に関連する合理的配慮特別研究委員会
2. 発表標題 コロナ禍の大学における合理的配慮研究討論会
3. 学会等名 福祉のまちづくり学会第23回全国大会（代替）
4. 発表年 2020年～2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	長谷川 万由美 (Hasegwa Mayumi) (70308104)	宇都宮大学・教育学部・教授 (12201)	
研究分担者	田中 賢 (Tanaka Yasushi) (00387747)	日本大学・理工学部・教授 (32665)	
研究分担者	渡辺 崇史 (Watanabe Takashi) (30410765)	日本福祉大学・健康科学部・教授 (33918)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------